

志太広域事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 8 6 条第 2 項の規定により、志太広域事務組合理約を次のとおり変更するものとする。

志太広域事務組合理約の一部を変更する規約

志太広域事務組合理約（昭和47年静岡県指令地第300号許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 ごみ処理施設の建設、設置及び管理並びにごみ等の処分等に関する事務の部建設費、償還元金及び償還利息の項を次のように改める。

建設費、償還元金及び償還利息	搬入量割
----------------	------

別表第 1 し尿処理施設の建設、設置及び管理に関する事務の部建設費、償還元金及び償還利息の項を次のように改める。

建設費、償還元金及び償還利息	施設ごと投入量割
----------------	----------

別表第 1 備考中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- 4 施設ごと投入量割は、関係市が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 6 条第 1 項に規定する計画を策定する際に推計する施設ごとの浄化槽汚泥の投入量（生し尿の投入量を含む。以下この号において同じ。）の割合により算定した額による。ただし、新施設供用開始後 2 年を経過した後は、予算の属する年度の前前年度の 1 0 月 1 日から前年度の 9 月 3 0 日までの期間における関係市の浄化槽汚泥の投入量の割合により算定した額による。

別表第 1 備考中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- 2 搬入量割は、予算の属する年度の前前年度の 1 0 月 1 日から前年度の 9 月 3 0 日までの期間における関係市の搬入量の割合により算定した額による。

附 則

この規約は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。